平成２８年（フ）第２８１号
埼玉県鴻巣市箕田998番地５　103号室　コーポ富士
破産者　藤吉　邦寛
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９９号
さいたま市浦和区領家３丁目５番７号　スターマンション102、旧住所さいたま市桜区中島４丁目15番13号307
破産者　山口　裕丈
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０６号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―841号
破産者　三嶋　一夫
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４８号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目６番地の８　ヒカリハイツ301号、前住所埼玉県草加市新里町967番地２　サンライトみまち５号
破産者　大瀧　　直
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４９号
埼玉県川口市朝日２丁目19番１号　レオパレスウェルストンⅠ―205号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市青木２丁目15番15号　レオパレス川口第41―109号
破産者　川口　浩二
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
佐賀県伊万里市波多津町辻3856番地、申立時の住所埼玉県春日部市花積505―９　サンヒルズ101
破産者　塚部　和茂
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
神奈川県秦野市羽根８番地の21、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市新町10番24号　アルファタウン秦野新町Ｃ　103号
破産者　家崎　　恵
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０７号
神奈川県伊勢原市池端488番地の１　ベルハイツ高嶺102号
破産者　角屋　直樹
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２３８号
神奈川県秦野市平沢381番地の12　ハイツオータム　201号
破産者　稲葉　義輝
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３１６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1733番地の１　グランモアＡ―201
破産者　隅谷　健一
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５号
静岡市葵区大岩町２番10―102号、旧住所東京都板橋区成増２丁目４番９号　共立荘203
破産者　澤村彰一郎
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０４２号
大阪市東成区中本３丁目９番20号緑橋レックスマンション505号室奥田智恵子方、開始決定時奈良県大和郡山市小林町409番地198
破産者　播　　隆
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０７４号
兵庫県尼崎市塚口本町５丁目５番１―226号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町５丁目５番１―1118号
破産者　田中　仁史
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２４３号
大阪府寝屋川市桜木町４番30号、前住所大阪府寝屋川市点野５丁目13番３号
破産者　水上　令子
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８号
大阪府寝屋川市池田本町18番18号（402号）
破産者　フルテックこと　古谷　充弘
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１号
大阪府吹田市山田西３丁目21番Ａ―403号
破産者　西根　友二
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４９号
大阪府大東市深野５丁目22番３号　野崎スカイハイツ803号、開始決定時大阪府大東市平野屋２丁目５番４号
破産者　吉﨑　敏朗
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部